

物件調書

(土地)

		物件番号	3	
所在地番		函館市千歳町18番2		
地積		281.93㎡	地目 宅地	
法令に基づく制限	都市計画	市街化区域		
	用途地域	商業地域		
	建ぺい率/容積率	80%/400%		
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例(函館市都市建設部建築行政課:TEL21-3391) ・大規模建築物等の行為に関すること(景観法)(函館市都市建設部まちづくり景観課:TEL21-3388) ・準防火地域(函館市都市建設部都市計画課:TEL21-3360) 		
接道状況		南東側幅員約18mの舗装市道放射4-1号線にほぼ等高で接道 南西側幅員約11mの舗装市道千歳6号線にほぼ等高で接道		
交通機関		JR函館駅まで約1.2km 市電「新川町」電停まで約280m 函館バス「函館バスセンター」停留所まで約500m		
供給処理設備	設置状況		事業所名	電話番号
	上水道	有	函館市企業局 上下水道部業務課	27-8742
	雨水管	有	函館市企業局 上下水道部業務課	27-8742
	污水管	有	函館市企業局 上下水道部業務課	27-8742
	都市ガス	有	北海道ガス(株)函館支店	41-3175
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件の前用途は貸地で、令和2年10月6日をもって返地となりました。 ・本物件は、所有権移転の時点における現状有姿での引渡しとなります。 ・本件市有地の地下埋設物および地盤調査は行っていません。 ・別紙1のとおり、南西側の市道千歳6号線上に、横断防止柵(ガードレール)5本があるため、南西側道路に車の出入りをする場合は、函館市土木部から横断防止柵(ガードレール)の撤去について許可を得て、自身において撤去する必要があります。必ず現地をご確認ください。 			



南西側の道路上に横断防止柵
(ガードレール) が5本あります。

南西側道路に車の出入りをとする場合は、函館市土木部から横断防止柵 (ガードレール) の撤去について許可を得て、自身において撤去する必要があります。